

基本的な考え

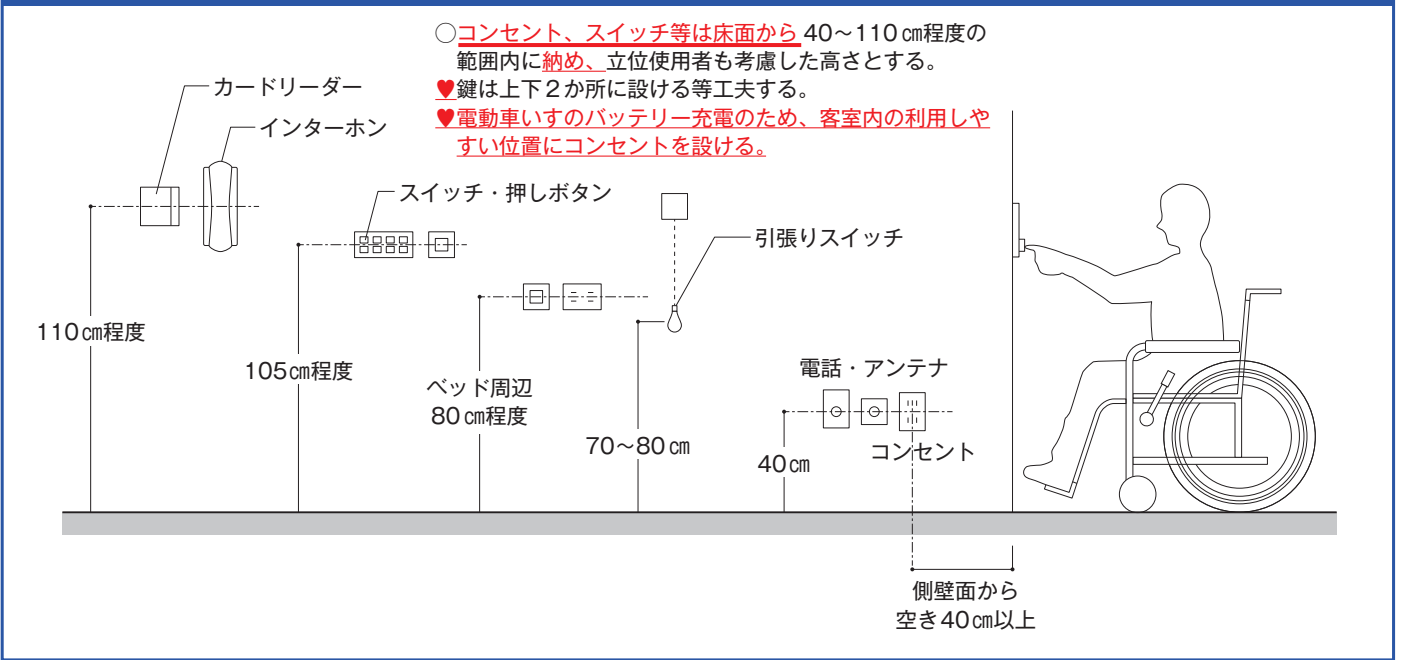
客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。</u>	<u>客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。</u>	11-1
(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7) 車いす使用者用便房を設けること。	同左	
(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
a 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7)	車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
(イ)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	
(ウ)	出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	同左	
(I)	車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	
(オ)	水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1 11-2
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	11-3
(7)	ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	
(イ)	ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	—	
オ	高さ120センチメートル、奥行60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	

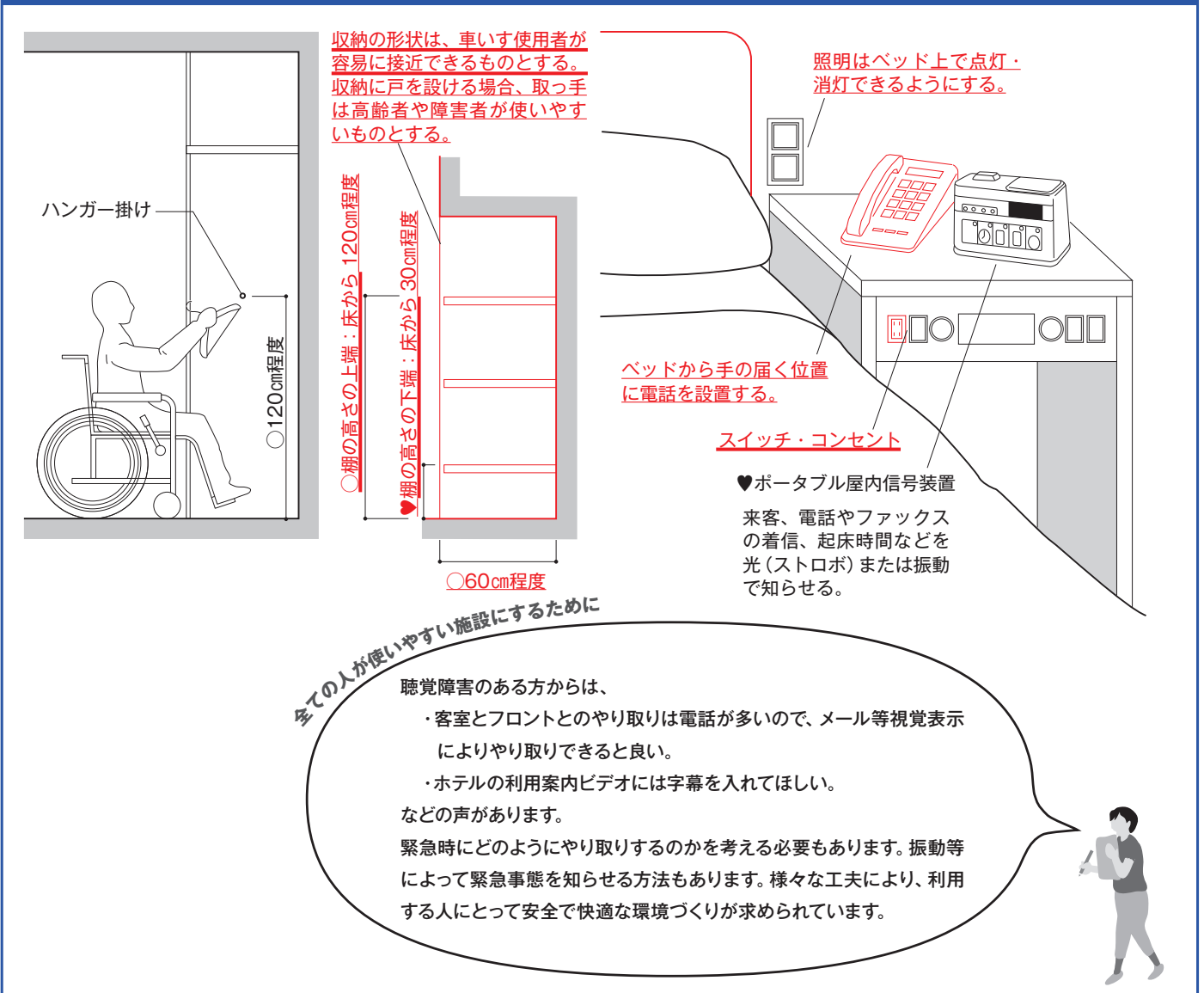
(参考：関連条文) 政令第15条、規則別表第1の2(11の項)、規則別表第5(11の項)

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例



Ⅱ マニュアル編
 (1) 指定施設整備基準
 建築物移動等円滑化基準
 ア 共同住宅以外

図11-5 クローゼット、屋内信号装置の整備例



11
 ホテル又は旅館の客室

ホテル又は旅館のさらなるバリアフリーの促進①

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行者が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

車いす使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって魅力ある車いす使用者用客室や、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることにより、稼働効率の良い客室配置が可能となります。

一般客室については、は、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫例

課題	対応の工夫例
●ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない	出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする
●ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない	スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする
●客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない	出入口の幅を80cm以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする
● <u>客室の中に段差があり、車いすが室内を移動できない</u>	<u>据え置きスロープを設置することで、車いすでの室内移動を可能にする</u>

その他にも、車いすを動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保できるよう工夫することが重要です。

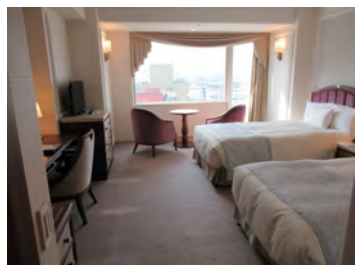
また、一般客室に至る経路においても、段差がないことが望まれます。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。
予約時に客室や施設全体のバリアフリー情報がわかると、事前に使い勝手がわかり、どこに泊まるか選びやすいです。
ベッドから落ちたり、転んで立ち上がれない時のために、壁の低い位置に非常呼出ベルがあると安心です。

車いす使用者の声



一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

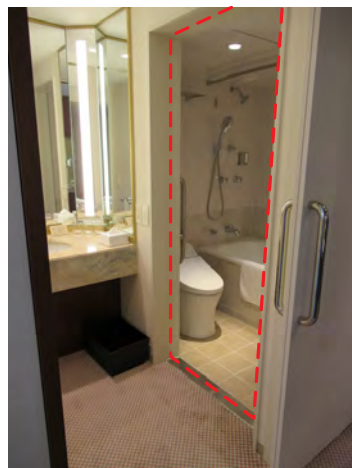
●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを50cm程度下げることによって、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもともと80cmであることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しも行っています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

こころのバリアフリーを進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)を基に作成

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

困っていそうな人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

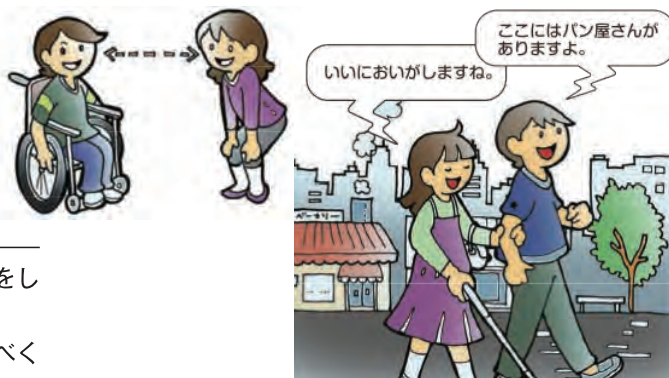
- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなずきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



聴覚障害のある人と話すときは…

筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

手話

- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。

口話(こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

空書(くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。

筆談



口話



コミュニケーションボード※

※コミュニケーション支援絵記号原則[JIST0103]

言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。

知的障害や発達障害、精神障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたいほうがうまくいくこともあります。(コミュニケーションボードなど)。